

審議会等の会議結果報告

1. 会議名	令和2年度 松阪市国民保護協議会 松阪市防災会議
2. 開催日時	令和3年3月16日(火) 午後1時30分～午後3時45分
3. 開催場所	嬉野ふるさと会館
4. 出席者氏名	(会長) 竹上真人 (委員) 鈴木昭、藤山一夫(代理)、福江夏美、上村告、植嶋一宗(代理)、伊藤嘉之、山路茂、永作友寛、中田雅喜(代理)、武田一晃、山川良樹、廣田淳(代理)、藤井隆行(代理)、篠田勝司、岡本宏也、西中克典、田中俊幸(代理)、瀬川克典、森本臣紀、小林昭彦(代理)、中村文彦、中山清治、前田啓太、田上勝典、堀端脩、世古佳清、八田久子、落合泰子、井上泰之、久保敦子、山本清己、田中善彦、竹上亀代司(代理)、伊藤松司 (事務局) 北川高宏防災担当参事兼防災対策課長、小泉明弘防災担当主幹兼防災係長、今井里香管理担当主幹兼管理係長、関岡厚紀防災担当主査、杉田幸平管理係、野呂明日香管理係
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍聴者数	記者2名
7. 担当	松阪市 防災対策課 北川・今井 電話 0598-53-4313 FAX 0598-22-1055 e-mail bousai.div@city.matsusaka.mie.jp

事項

1 開会 会長(市長)挨拶

松阪市国民保護協議会

- (1) 議事: 松阪市国民保護計画の修正について
- (2) 報告: 浜岡地域原子力災害広域避難について

松阪市防災会議

- (1) 議事: 地区防災計画の計画提案 [茅広江地区・宮前地区]
- (2) 議事: 「松阪防災の日」の制定について
- (3) 議事: 松阪地区防災計画の修正について
- (4) 議事: 松阪市水防計画の修正について
- (5) 議事: 松阪市受援計画策定方針(案)について
- (6) 報告: 松阪市津波避難施設整備事業の概要について
- (7) その他

議事録: 別紙のとおり

■日時：令和3年3月16日（火） 午後1時30分～3時45分

■場所：嬉野ふるさと会館

■出席者：以下のとおり（敬称略）

（会長）竹上真人

（委員）別添の通り

（事務局）北川高宏防災担当参事兼防災対策課長、小泉明弘防災担当主幹兼防災係長、
今井里香管理担当主幹兼管理係長、関岡厚紀防災担当主査、杉田幸平管理係
野呂明日香管理係

（アドバイザー）三重大学大学院工学研究科准教授

■傍聴者：報道関係者2名

■議事：以下のとおり

（事務局）

定刻となりましたので、只今より令和2年度松阪市国民保護協議会および松阪市防災会議を開会させていただきます。皆様方におかれましては、お忙しいなか、ご出席いただき、ありがとうございます。本日の司会進行を務めさせていただきます、防災対策課の野呂でございます。よろしく願いいたします。まず、開会に先立ちまして、お手元の資料のご確認をお願いいたします。まず、国民保護協議会の資料を確認いたします。

1 番上から

1 事項書

2 委員名簿・配席図

3 松阪市国民保護計画 本冊

4 資料1 令和2年度修正（案）松阪市国民保護計画 新旧対照表

5 資料2 浜岡地域原子力災害広域避難計画の概要

続きまして、防災会議の資料を確認いたします。

1 事項書

2 資料1 茅広江地区防災計画（案）

3 資料2 宮前地区防災計画（案）

4 資料3 「松阪防災の日」の制定について（案）

5 資料4 令和2年度松阪市地域防災計画の修正概要

6 資料5 令和2年度修正 松阪市地域防災計画（案） 新旧対照表

7 資料6 松阪市防災会議委員のみなさまからの事前意見

8 資料7 松阪市水防計画（案）

9 資料8 松阪市受援計画策定方針（案）

10 資料9 松阪市津波避難施設整備事業の概要

以上でございます。資料は全てお揃いでしょうか。不足の資料がございましたら、お申しつけ下さい。なお、今年度に変われた委員の皆様につきまして、本来であれば、委員お一人ずつに委嘱状を交付させていただくところではございますが、時間の制約上、あらかじめお手元に配布させていただきました。失礼とは存じますが、ご了承のほど、お願いいたします。

それでは、お手元の事項書により進めさせていただきますのでよろしくをお願いいたします。

はじめに、開会にあたりまして、松阪市国民保護協議会並びに松阪市防災会議の会長であります竹上市長よりご挨拶申し上げます。

1. あいさつ

(会長)

改めまして皆様こんにちは。市長の竹上でございます。皆様にはいつも大変お世話になっております。ありがとうございます。本日はお忙しい中、松阪市国民保護協議会、それから松阪市防災会議、毎年大体この時期に開催させていただいておりますが、今年はコロナ禍の中で、このようにお集まりいただき誠にありがとうございます。我々も感染防止ということで、いろいろ仕切りをつけたり、対策をしながら、会議のほうを進めたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、先日の話を少しだけさせていただきます。3月11日が東日本大震災でございます。三重県松阪市と岩手県陸前高田市は防災協定を結んでおりまして、職員派遣でありますとか、そういったことも含めて日頃から色々な、交流をしているところでございます。それで、岩手県と陸前高田市の合同慰霊祭、追悼式がございましたので、そこへ出席してまいりました。街は本当に大きく変わっておりまして、堤防が海のところまでずっと一面出来上がっております。区画整理のほうも完成に近づいております。いよいよこのゴールデンウィークには、新しい市役所ができて、プレハブ庁舎から移転をすると。復興が終盤期を迎えてきたなと思いました。そんな中で、節目ではありますが、区切りではないんですよ。そんなごあいさつをいただきました。本当にたくさんの方が堤防にずらりと並んで、2時46分、震災があった時間に、みんなで黙とうして、本当にたくさんの献花が献花台に乗せられるというふうな光景でございました。改めてやはり、防災の大切さを感じました。我々のところに南海トラフの地震がいつ起こるかかわからないというのが日常でございます。そういったところで、大震災というものを常に念頭に置きながら日常的に様々な備えをしていくことの必要性を改めて感じて帰ってまいりました。

と言っておりましたらこの週末、松阪建設事務所の上村所長に4時に起こされました。愛宕川が氾濫危険水位に達しましたということで、それで、ちょっとこれは危ないなと、久しぶりに避難勧告を出さなければいけないかもしれないと思って早急に市役所に行きました。幸い、市内各地には道路冠水は発生していないというところではございました。数時間すると明るくなりますので、道路冠水はありましたけれども、人的被害とかそういったことはございませんでしたので、一安心、というところではございます。近年、風水害の質がやはり変わりました。日常ととらえなければならぬと改めて考えております。特に、台風はある程度進路を予測できますけれども、短時間豪雨は本当にまさしく予測ができません。いついかなるかたちで、こちらも本当に地震とよく似たかたちで、いつどうなるかわからないという状況でございます。そういったことも見すえながら、今日お配りさせていただく防災計画を研究したところに正解があるのかなと改めて思ったというところです。すみません、少し長いご挨拶になりましたけれども、皆様の意見を反映させながら、この国民保護計画、それから防災計画のほうを随時運用してい

きたいと思いますので、ご協力のほうをお願い申し上げまして、冒頭のあいさつとさせていただきます。本日はご参集誠にありがとうございます。

(事務局)

ありがとうございました。

議事に入ります前に、本日の会議は、国民保護協議会並びに防災会議それぞれ、委員総数 39 名に対し、代理出席を含めて 32 名のご出席をいただいておりますことをご報告申し上げます。本日ご出席いただきました委員の皆様のご紹介につきましては、皆様から自己紹介をいただくのが本意ですが、時間の都合上、本日お配りしました「委員名簿及び配席図」によりまして、ご紹介にかえさせていただきますと存じます。ご了承ください。また、本日は本市の防災アドバイザーでもあります、三重大学大学院工学研究科の川口 淳様にもお越しいただいております。川口先生には、津波避難対策検討会の会長を務めていただくなど、本市の防災対策に多数のご助言等をいただいております。本会議でも審議に対する補足やご意見等を頂戴したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、これより議事に入らせていただきます。なお、新型コロナウイルスの感染予防のため、会議時間の短縮を図るよう、事務局からの資料説明については簡潔にさせていただきますのでご了承ください。また、飛沫拡散防止のため、発言される際は、マスク着用の上、着座にてお願いいたします。円滑な議事進行について、ご協力のほど、よろしく願いいたします。松阪市国民保護協議会条例第 4 条第 1 項、松阪市防災会議条例第 3 条の規定により、議事の進行につきましては、それぞれ会長であります竹上市長にお願いしたいと思います。竹上市長、よろしく願いいたします。

【国民保護協議会】

2 松阪市国民保護計画の修正について

(会長)

議長を務めさせていただきます。進行につきましては座らせていただいておりますので、よろしく願いいたします。それでは、まず松阪市国民保護協議会の事項書 2 「松阪市国民保護計画の修正について」事務局より説明をお願いします。

(事務局)

よろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。

早速ではございますが、事項書 2 松阪市国民保護計画の修正について、お配りしました資料 1、新旧対照表に沿ってご説明を申し上げます。今回の修正は、基本的には国の基本指針の改定に伴う修正であり、三重県国民保護計画との整合を図るため、県による事前審査を経たものでございます。

2 ページをご覧ください。No. 4 の情報収集・提供等の体制整備ですが、情報伝達の協力体制として、住民自治協議会を追加するとともに、民生委員児童委員については地域防災計画と考え方の整合を図るため、地区民生委員児童委員協議会と修正しております。また、No. 7, No. 12 についても同様に修正しております。No. 5 の防災行政無線の整備ですが、「同報系その他の」という表現を「同報系」と修正いたしました。これは、電波法改正に伴い移動系防災行政無線を廃止したことに伴う修正です。No. 6 については、国の基本指針の改定に基づき、訓練の実施について、武力攻撃災害への対応訓練など、より具体的に記載するよう修正したものです。3 ページをご覧ください。No. 10 の住民に期待する行動等に

関する啓発ですが、住民の自発的な協力が得られるよう努めることを明記するとともに、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、J-ALERTによる情報伝達やミサイル落下時の行動について、平素から努めることを追加しております。No. 11の警報の伝達方法については、「原則として同報系防災行政無線を活用し」と修正をしております。これは武力攻撃の場合は速やかな情報伝達が必要であり、国が定めるサイレンを最大音量で吹鳴させることとなっておりますことから、国の基本指針にあわせて修正を行います。続いて、4ページから6ページにかけてのNo. 13～No. 15につきましては、国の基本指針にあわせ、弾道ミサイル攻撃、ゲリラ攻撃・特殊部隊による攻撃、着上陸侵攻の場合の避難実施要領の策定の流れについて、国が作成した市町村国民保護モデル計画に従い、追記をしたものです。6ページをご覧ください。No. 16の武力攻撃原子力災害への対処ですが、(7)を削除しましたのは、(9)に類似の事項があったため、「(8) 避難退域時検査及び簡易除染の実施」として一本化するものです。なお、これについては三重県地域防災計画（原子力災害対策）に基づき実施をするものでございます。また、(10) 飲食物の摂取制限等でございますが、これも三重県国民保護計画にあわせ、食料品等の安全性が確認された後の広報について追記をするものです。7ページをご覧ください。No. 18の要配慮者に対する避難実施後の対応及び生活再建については、三重県国民保護計画及び松阪市地域防災計画との整合を図り、避難先での支援や相談窓口の設置といった、避難後の支援について追記をさせていただきました。最後に、No. 19として、地下道が4か所新たに指定を受けたことにより、避難施設一覧に追加をしております。

以上、大変かい摘んだ説明で恐縮でございますが、事項1「松阪市国民保護計画の修正について」の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

(会長)

それでは、事項書2の「松阪市国民保護計画の修正について」に、ご質問・ご意見があります方は、挙手をお願いします。

※質疑なし

ご意見等がないようですので、ここで質疑を終わらせていただきます。この修正案についてお諮りいたします。原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。

《 異議なし 》

異議なしとのご意見をいただきましたので、原案のとおり承認とさせていただきます。

2. 浜岡地域原子力災害広域避難について

(会長)

続きまして、事項書3「浜岡地域原子力災害広域避難について」、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、事項書3「浜岡地域原子力災害広域避難について」としまして、事務局からご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。着座にて、失礼いたします。

昨年度、松阪市防災会議においても報告をいたしました。その後の進捗について、現状のご報告をさせていただきます。東日本大震災後、浜岡原子力発電所(静岡県御前崎市)31km圏内が、原子力災害対策重点区域に設定されたことに伴い、静岡県及び袋井市は、原子力災害が発生した場合の避難先である三重県・福井県・及び避難先市町と広域避難計画策定に向けた協議を進め、昨年度末に袋井市が「袋井市原子力災害広域避難計画」を作成しております。今年度は、静岡県及び袋井市の担当者が来県し、協定締結に向けての説明会を実施し、協定書案についての意見照会を経て、この3月中に松阪市・袋井市にて「原子力災害時における袋井市民の県外広域避難に関する協定」の締結を進めているところでございます。資料2の協定書をご覧ください。第2条の基本的事項として、原子力災害時に静岡県及び三重県を通じて松阪市へ要請する事項について、要請内容としては避難所の開設、運営であり、初動対応として3日程度を目安に松阪市が対応すること、その後は袋井市に引き継ぐことが規定されております。第4条の受入期間としては、1か月以内とされており、それ以降については国も含めて調整することとされております。

以上、大変かい摘んだ説明で恐縮でございますが、事項2「浜岡地域原子力災害広域避難について」の報告とさせていただきます。

(会長)

それでは、ご質問等があります方は、挙手をお願いします。

《 質問無し 》

よろしいですか。

以上で、松阪市国民保護協議会に関する事項は終了しました。

続きまして、松阪市防災会議に移りますが、会場準備がございますので、5分間の休憩をとりたいと思います。では、よろしくお願いいたします。

【防災会議】

2. 地区防災計画の計画提案〔茅広江地区・宮前地区〕

(会長)

みなさん座っていただいておりますね、では、再開させていただきます。それでは改めましてたゞいまより、松阪市防災会議を開催します。

事項書2「地区防災計画の計画提案」について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

よろしくをお願いします。着座にて説明をさせていただきます。

まずは地区防災計画について簡単にご説明申し上げます。平成25年6月に災害対策基本法が改正され、市町村の地区内の居住者による主体的な活動に関する計画が「地区防災計画」として位置づけられました。本制度では、地区居住者などが市町村防災会議に対し、地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる仕組みが設けられています。計画提案する意義は、地区のルールを自ら決め、形にして共有することで自助・共助の意識高揚、地域コミュニティの良好な関係づくりなどが期待されるほか、自助、共助と公助の役割分担が明確になることから、効果的に地域全体の防災力向上を目指すものです。本市の地区防災計画策定状況といたしましては、平成30年度に大河内地区、西黒部地区、鶴地区、令和元年度に 港地区、大石地区の5地区において策定いただいております。

今年度は、2地区より地区防災計画の提案をいただきます。本日は、茅広江地区より、茅広江地区自治連合会会長 若山 学様、茅広江まちづくり協議会会長 高橋 敏信様、宮前地区より、宮前地区まちづくり協議会会長 田中 鈴兒様、宮前地区まちづくり協議会防災部会 四十山 義則様にお越しいただいております。ただいまから両地区より提案説明をいただきたいと思ひます。提案につきましては、地区の特徴、地区防災計画の策定に至った経緯、計画の内容、地区の課題や今後取り組みをしていきたいことについて簡潔に報告をいただきます。両地区からの報告が終わりましたら、防災会議会長である市長に対し、提案書のご提出をいただきます。

それでは茅広江地区自治連合会会長より提案説明をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

(茅広江地区自治連合会会長)

それでは改めまして皆様こんにちは。茅広江地区の防災計画の説明をさせていただきます。地区の特徴に関しましては松阪市の南部に位置しております中山間地域で、3町からなっているというところでございます。過去の災害履歴としましては、伊勢湾台風の際には一部浸水があったりということがあったんですが、近年では、特に平成29年の第21号台風です。これはかなり被害が発生をいたしまして、大小33か所の土砂崩れ等が発生したというところでございます。これは補助事業で復旧をしていただいたところもありますし、自力で、出合い作業で修復をした部分もかなりございました。そうした状況が地域の特徴となっておりまして、次に計画策定に至った経緯、取組経過でございまして、平成30年度に土砂災害防止法に基づく基礎調査が行われました。そして、令和2年3月に、土砂災害ハザードマップが策定されました。特に、社会的に見ましても非常に高齢化が進んでおります。そしてまた、自然災害に関しましては全国で想定外の被害が頻発しており、こういった状況を受けまして、平成20年当時に、防災計画を地域で作った経過がありますが、当時とやはり大幅に環境が変わってきている。

したがってこのハザードマップができたことを契機として、もう一度地区の防災計画を一から見直すことの必要性を強く感じたということが、今回の計画作りのきっかけになっております。そして令和元年9月から、3つの自治会および防災組織で、それぞれの地区の防災計画を検討しながら、併せてまちづくり協議会の中におきまして、3地区合同の防災計画作りを並行し修正をいたしました。この3地区合同の計画を目指して、計画をすべて見直すということを行いました。結果2日間の危険箇所の点検活動を合わせまして、全部で16回ほど会合を持ちました。そうした中でそれぞれの計画作りを進めまして、この春、私どもは2月に自治会の総会をやりまして、そこで正式に決議をしたんですが、それぞれ3自治会で決議をしたという次第でございます。また今回これを策定するにあたりましては、市の防災対策課の小泉さんをはじめ、市の支援、あるいは市民センターのセンター長の応援もいただきまして、このような計画作りができたと考えております。計画の内容について、ポイントを絞ってお話しをさせていただきます。5ページを見ていただきたいと思います。6として、災害への備えというところではありますが、これは災害に備えて、地域で何をするのか、重点的に検討した内容をここへ記載しております。まず、自主防災組織をもう一度見直すということで、なかなか10年前と同じような組織が高齢化で作れない。そんな事情も実はあります。そういったことも客観的に踏まえながら、役割の明確化、規約の見直し等を進めました。それから、タウンウォッチングの実施をすることによって、ここにこんな危険箇所があったんだと感じました。特に、土石流の心配があります谷側はみんな入ったことがない。実際に点検してみると、たくさん倒木がある、そういったことで地域の住民の意識が、タウンウォッチングの結果を報告することでかなり変わった。危機感が生まれた。そのような感触を持っております。それから災害時要支援者の支援対策を具体化するということ。それからもうひとつは、避難所です。我々は役員をしているなかで災害発生が予測された時に、住民をどこに誘導するかということ非常に悩んでおまして、そうしたなかで、松阪市から、市民センターや公会所が台風の時に避難所になるという話を聞いたのですが、例えば市民センターのような指定避難所が、必ずしも安全な指定場所とは限らない。あるいは南小学校に行くまでの途中で災害に遭わへんか。そういったなかで、我々の地域として一番安全な場所はどこかということ議論しました。例えば、私の下茅原の地区ですと、公民館へ避難誘導をして、なおかつ2泊、3日程度一時的に避難する、一次避難所として位置付けを正式に地区としてする。したがって安全を確認したうえでさらに長期の避難が必要な場合に南小学校を指定したということです。こういった方向付けを示させていただきました。そして、一次避難所の運営マニュアルを作る。そういった運用にいたしました。それから防災資機材の点検整備、これを今を順番にやっております。もう1つポイントとしましては、風水害タイムラインを作成いたしまして、災害発生情報に基づいた行動の基準というものを、自主防災組織と各家庭においてその情報をきちんと共有するということも確認をいたしました。そしてまた、自主防災組織がそうしたタイムラインをもってどのような判断できるのか、どの時点で防災本部を立ち上げるのか、そういったことをかなり詰めて議論をいたしました。また、組織のメンバーが、特に自主防災本部の役割としまして、いわば自分の身の安全を図ることを必ず強調して議論しました。自己的な教訓としましてもボランティアをする人が災害に遭ってはならない、ということもございまして、そこのところもかなり話し合いをしたところでございます。そのようなところを計画の内容といたしまして、今後の地区の課題と取組につきましてお話しをしたいと思います。今後、今年または新年度、計画の中でも特に避難訓練を重視してやりたいと考えています。それに合わせて、リュックなどに個人の必要なものを入れて、それを背負って、訓練に参加してもらおうという形で、家庭内でできる防災対策も喚起していきたい。それから地区防災計画の最後のほうに写真がありますが、

地区内の土砂災害のレッド区域の中で、高さ 2m ほどで胴回りが 7m ぐらいあります岩が 20m 落下をいたしまして、1m15 cm ほどの竹をへし折って岩が転げ落ちました。それで辛うじてその裾の、なぎ倒された竹で止まったわけです。ということで、実は明後日も県と市の方が来ていただいて対策会議をするんですが、非常にびっくりいたしました。タウンウォッチングの際にこの岩が危ないなという話をしたときに、地元の近所の方がこれは大丈夫なんや、地中に深く入っとるし、今まで崩れたことないねん、だから大丈夫、というように話しておりましたが、その岩は崩れました。したがって、これから我々が意識しなければならないのは、今まではよかったから、というような経験というものがかん通用しない。線状降水帯がもし我々の地域を直撃したら、こういった災害が確実に起こる状況にあるということのを再認識することをごさいます、早急に調査をしたら、1m の岩が 60 個くらいまわりにもあるということで、特に最大の課題となっています。少し延長したかもしれませんが、以上です。ありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。後ほど、市長へ提出いただきます。続きまして、宮前地区まちづくり協議会防災部会より提案説明をいただきたいと思います。

(宮前地区防災部会)

皆様こんにちは。宮前地区防災計画書の提案説明をさせていただきたいと思います。宮前地区は国道 166 号線がありまして、道沿いに住宅が点在するという典型的な中山間地域です。組織図ですが、17 ありまして、班長、自治会長。宮前には赤桶、宮前、下滝野の 3 地区がありまして、そこの会長。女性防災部員、それからボランティア団体、その上に防災部長がいます。こういう構造になっております。人口が約 1,500 人弱、全戸が約 700 戸、高齢化率が 45% というところをごさいます。これは、防災訓練の内容です。28 年度から HUG をやりまして、その次の年から、HUT といいまして、避難所運営体験初動期というのに取り組んできました。毎年テーマを変えて取り組みました。令和元年からは、コロナがございましたので、少し縮小しまして、避難所収容人員算定、それから感染症対策をした避難所運営訓練を行っております。その時に川口先生からご講演をいただいております。町内に飯高中学校がございまして、そこの防災教育を 28 年度から 5 年間継続しております。タウンウォッチングと HUG 等、一つの例として、蓮ダムの関係で、田引というところに、国土交通省の雨量観測所ありますので、中学生たちを案内して一緒に歩いております。それから宮前小学校、ここは平成 31 年から 3 年間継続しております。ここは学校からの要望でジグソー法によるアクティブラーニングを採用しております。防災人材の育成も柱にしておりまして、三重のさきもりが 3 名、みえ防災コーディネーターが 6 名、防災士が 6 名、松阪社協の「災害ボラセン・サポーター」が 18 名、こういう人材を育成しております。次は個別支援につながる流れです。平成 25 年に手上げ式で防災カードを作りまして、3 年後に改良しました。何を加えたかという、体調の様子です。健康・寝たきり・歩行困難・車椅子の項目を入れました。それをもとにして、令和元年度、要支援者の支援員を 3 名作る欄を記入しました。いきなり取り組むのは難しいということでモデル班を作りまして、1 年間かけて検討しまして、要支援者・要支援員リストをもらいました。同じく令和 2 年度、三重県土砂災害情報提供システムがありまして、これはインターネットで公開されております。これを少し拡大しています。そうすると個人の住居もわかります。そうしますと、マイマップにもなりますし、それから今まで何となく危ないなと思ってた住民に対して、あなたの家も赤いよ、黄色いよ、それから斜めの線に入ってるんですよと言ったら、認識をしてもらうことができる。

もしかしたら、これを言うことで、その先の備えるということにつながってくる。宮前は 30 班あるんですけど、これはすべての班になります。この赤線がついているのが、この先の個別支援計画に関わる場所です。その説明をします。これは個別支援の工程表です。まず、班長説明があって住民説明があります。それからハザードマップを配布して、要支援者・支援員名簿を作ります。これは個別リストになります。あとは、タウンウォッチングや、まち協避難訓練を予定しております。これは連絡票ですが、防災部長・地区代表・自治会長・班長の電話リストになります。これは令和 3 年度から運用開始になるはずの警戒レベルです、課題としましては、松阪市への要望事項でございます。松阪市の指定避難所の飯高中学校、宮前小学校へ至る道が、土砂災害警戒区域に両方ともあるということで、松阪市には指定避難所への安全なアクセス道路をお願いしたいと思っています。今後取り組みたいことは、声かけ避難制度 工程表参照で、まだまだ続きます。小学校・中学校の防災教育も継続をいたします。人材育成に関しても継続いたします。次が個別避難計画の整備という書き方になっていますけれども、取り組みます。これは松阪市の令和 2 年度 7 月策定された個別支援計画の様式です。まち協単独ではなかなか踏み込むことができない項目がありますので、例えば松阪市社会福祉協議会さん、ケアマネージャーさんに連絡をして、連携して整備を進めたいと思います。それから地震に関しましては、ここ 2 年間は土砂災害のほうに専念して定着をさせたいと考えていますので 2 年後に地震に着手したいと思います。ご清聴ありがとうございました。以上でございます。

(事務局)

ありがとうございました。それでは、ただいまから市長に対し提出をいただきたいと思います。前の方へよろしくをお願いします。

《市長に対し提案書を渡す》

2 地区より計画提案がございましたので、ここで委員の皆さまにもお手元の資料にてご確認をいただきたいと思います。ここで、本市の防災アドバイザーの川口先生にご意見をいただきたいと思いますので、先生よろしくをお願いします。

(アドバイザー)

皆様お疲れ様でございます。せっかく 2 地区から地区防災計画の提案がありましたので、少しでもコメントしたいと思います。先ほど説明がありましたように地区防災計画というのは、東日本大震災の後に災害対策基本法の中に位置づけられた計画でありまして、実は、さかのぼると平成 7 年の阪神淡路大震災の翌年の災害対策基本法の改正の時に、自主防災・自主防災活動というのを法的に位置づけたのですね。その頃から松阪市も含め、各自治区に対して自主防災組織をつくり活動してくださいというような取り組みがずっと行われてきたわけです。これは間違っているわけではないんですけども、自助力を上げ、共助をしっかりと、公助の取り組みをしっかりとやっていく、この基本的考え方は変わらないのですけれども、東日本大震災の後に、この自主防災活動というもののかなりの部分が非常に紋切り型で、行政指導色が強く、補助金を渡して防災倉庫を建てて、通り一辺倒にやっているだけで、東日本大震災の際にうまく機能しなかった。つまり自助力もさほど上がっていなかったし、共助力も発揮できなかった。それは避難という緊急事態においても、それから被災生活というその後の支えが本当に必要な

局面においても、うまく機能していない事例が非常にたくさんあって、反省をいたしまして、私どもの地区防災計画学会というものがあるんですけども、そちらで提言を行いまして、災対法改正の時に入っていただいた。ポイントは3つありまして、自主防災活動ですけども、1つは地区オリジナルである、つまり地区の実情にあっていることです。つまり役所が用意した避難運営マニュアルでなくて、地区のカラーがしっかり現れていること。それから、行政主導ではなく地区自らが作るボトムアップ型であること。それから3点目が、これらが継続可能、サステナブルな計画である、つまりPDCAを回しながら継続が可能。つまり計画を作って終わりではなくて見直しがされていくということ。これら3点を地区防災計画の要件という風に定めまして法律の中に書き込みました。本日、宮前地区と、茅広江地区をそういう目で地区防災計画を拝見をいたしますと、いずれの地区も皆さんお気づきだと思いますが、非常に地区のことを仔細に調べ、過去履歴を語り、次に起きるであろうことを捉えている点で、最初の地区に合っているということは十分に満たしておられます。それからさらに、行政の支援を得たとはいうものの、しっかり自分たちで作らんでいくボトムアップ型のものであるということも、要件として十分に生かしておられます。それから最後のサステナブルであるということについても双方の計画とも課題が明記されています。それからPDCAを直すために一番大切なのは訓練等を実施して、ちゃんと見直すということが大切で、双方とも訓練の実施というのは明確に明記されておりますので、このままいけば課題もありますから、課題というのは今後ここをやるということが書いてありますので、それをやれたらまた計画は変わるわけです。ですからその3点のポイントが踏まえられた大変良い計画だと思っています。松阪市から冒頭に説明がありましたように、松阪市は5地区で、地区防災計画を作っていただいております、こうやって横向きに広がっていくのは大変結構なことだと思っておりますし、それから昨年も防災の方で、こういう地域の活動を皆さんで共有するイベントをやっていただいて、共有し、他の地域に波及するというのもやられておりますので、明るい方向に進んでいるなというふうに考えています。その辺りが私からのコメントです。どうもお疲れ様でございました。

(事務局)

ありがとうございました。提案は以上となります。先ほどの先生からのコメントも踏まえ、ご確認いただきますよう、よろしく申し上げます。

(会長)

ただいま2地区より提案をいただきました。非常に地域の方も熱心に取り組みをいただいたところでございます。さきほどの川口先生からのコメントも踏まえ、地区防災計画について、委員の皆様の方で確認いただいて、ご質問やご意見等がございましたら挙手をお願いします。

(委員)

自主防災計画を聞かせていただいて、本当にとっても素晴らしいなと思って聞かせていただきました。ただ、これはいつも言ってるんですけど、住民協議会もたくさんあるのに、まだなかなか、各地区の住民協議会の自主性に委ねられているということですよ。毎年2、3地区ずつ、少しずつでも広がっていったらというように見えるのも一つだと思うんですけど、2地区、3地区ずつしか広がっていないという見方もあると思うんです。いつ起こってもおかしくないと言われてるので、それを広げていくのもっともっと進めていくにはどうしたらいいかというあたりのところも考えていってほしいな

と思います。

(会長)

ありがとうございました。それでは防災対策課のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

(事務局)

ご質問を頂戴いたしましてありがとうございます。先ほど落合様が言われたことは本当に課題となっております。実は我々も目標数値を定めてこの地区防災計画が毎年続いていくような形で計画を考えております。松阪市総合計画に、基本計画というものがございまして。そこに4年間の目標で、現在43地区ある住民協議会のなかで、4年後に22地区までこの地区防災計画を増やしていこうという目標数値を持っております。そのはじめの取り組みということで、来年度、地区防災計画の研修会といいますか、セミナーをまちづくり協議会の皆様方を対象にさせていただいて、より水平展開ができるような取り組みをしていきたいと考えておりますので、そういった機会を利用しながら、普及啓発に努めていきたいと思っております。以上でございます。

(会長)

よろしいですか。

(委員)

ありがとうございます。そのようなことを聞かせていただいて心強いです。

(会長)

ありがとうございました。他の方はよろしいですか。それでは、地域防災計画の一部とし、地区防災計画を承認したいと思いますが、ご異議ございませんか。

《 異議なし 》

(会長)

ご承認いただきました地区防災計画につきましては、地域防災計画の一部として、令和2年度修正の地域防災計画へ組み入れていきますので、よろしく申し上げます。それでは、提案いただきました地区の方には、ここでご退席をいただきます。本日は誠にありがとうございました。

3. 「松阪防災の日」の制定について

(会長)

続きまして、事項3「『松阪防災の日』の制定について」を事務局より説明をお願いします。

(事務局)

よろしく申し上げます。着座にて失礼させていただきます。

それでは、「『松阪防災の日』の制定について」ご説明させていただきます。資料3をお願いします。

近年、自然災害が激甚化しており、市民一人ひとりが地震をはじめとする災害への防災意識を高めるとともに、防災対策を特別なものではなく日々の生活と一体的なものとする考え方の定着を図ることを趣旨といたしまして、「松阪防災の日」を制定し、松阪市域防災計画のビジョン編に位置づけるものでございます。10月第4日曜日を松阪防災の日としておりますが、本市で懸念される南海トラフ地震については、歴史的にも繰り返し発生しているところですが、過去を振り返ると1707年（宝永4年）に発生したわが国最大級の規模を記録した宝永地震が過去最大の三連動地震とされています。その地震発生日である10月28日をもとに、10月第4日曜日を「松阪防災の日」と制定するものでございます。なお、この日を含む一週間を「松阪防災週間」とし、この防災週間内において松阪市防災訓練を実施するものと考えております。令和3年度の予定につきましては、他の事業との兼ね合いにより時期については調整中ですが、市民への広報については啓発冊子の改訂などにより、周知を図っていきたいと考えております。南海トラフ地震がいつ発生してもおかしくない状況の中、「松阪防災の日」を制定することにより、防災訓練の実施や啓発活動などにより地域、家庭において日頃から防災対策を非日常的な特別な活動として捉えるのではなく、家族で防災について話し合っただく機会として、不測の事態に備え、家庭や地域で防災対策と、災害時の対応方法を話し合い、いつの間にか災害への事前備えや災害への対応力が身に付くよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上が『松阪防災の日』の制定の内容となります。簡単ではございますが、『松阪防災の日』の制定について」の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

（会長）

それでは、『松阪防災の日』の制定について」に、ご質問・ご意見等あります方は、挙手をお願いします。

（委員）

せっかく「災害に備える」の冊子を新しくリニューアルするという事なので、この中に避難所の一覧表をいれてもらった方がいいのではないかと。各家庭で備えようという方向なのか、一時的に流れるものかわかりませんが、地域に限定するものではなく松阪市全体で共通した資料になると思いますので、災害の時に、まずどこに避難してくださいという避難場所の一覧を追加してほしいと提案させていただきます。

（事務局）

貴重な提案をいただきましてありがとうございます。まずはこの「災害に備える」という啓発冊子ですけれども、今回、防災の日を制定するという事で先ほども少し担当のものから説明がありましたが、防災対策は特別なものではなくて、日ごろから生活の一部となるような形でいつでも手に取っていただくような、そういった冊子にしたいなという考え方があります。そこで先ほど言われましたように、避難所の情報であるとか、そういったところも、ページ数とか大きさに制限はありますけれども、そういった情報も防災情報の一つとして載せられるようであれば検討していきたいと考えております。それから、やはりこの冊子は常に見ていただくということで、しまい込んでしまっただけでは全く意味がございませんので、普段家庭の中でいつも目につくようなところに置いておいていただいて、家庭の団らんの時間にご覧いただけるような、そういった見ていただくための工夫もしていきたいと考えております。以

上でございます。

(委員)

できたらそのようにお願いしたいと思います。

(委員)

防災ボランティア・ネットワークの堀端でございます。よく災害に合わせた日が作られますが、阪神淡路大震災の1月17日を中心とした1週間を「防災とボランティア週間」といった位置づけがございます。やはり災害が起こればすべてのボランティアというか、共助のなかで手助けをするというのが大義としてありまして、「松阪防災週間」とし、ということでサブタイトルがついておりますが、ここに「市民」とか「ボランティア」という言葉を入れることで、みんなで自助努力をするんだという位置づけがあってもいいのではないかということを感じましたので提案をさせていただきます。

(事務局)

ご提案ありがとうございます。当然地域の皆様方との連携も必要だと思いますのでそういったところも検討して参りたいと考えております。

(会長)

他にはよろしいですか。それでは、お諮りいたします。「『松阪防災の日』の制定について」は、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。

《 異議なし 》

ありがとうございます。それでは、ご異議がないようですので、原案のとおり承認し、決定とさせていただきます。

4. 松阪市地域防災計画の修正について

(会長)

続きまして、事項4「松阪市地域防災計画の修正について」を事務局より説明をお願いします。

(事務局)

よろしくお願ひいたします。松阪市地域防災計画の修正について、お手元の資料4～6に沿ってご説明させていただきます。まずは、資料の説明をさせていただきます。資料4は、地域防災計画の修正概要とさせていただきます。資料5は、事前に防災会議委員の皆様や庁内委員より提出がありました修正箇所を新旧対照という形であげております。資料6は、委員の皆様からの事前意見などに対し、市の考え方・方針等を示したものでございます。委員の皆様には会議時間短縮のため事前に資料4、資料5を配布させていただいておりますが、事前にお配りしました資料に追加と一部誤りがございます。該当箇所になりましたら申し上げますので、申し訳ございませんが訂正をお願いいたします。それでは、修正概要に沿って主なところのみ、説明をさせていただきます。資料4をご覧ください。まず資料の1

ページ、「【2】修正等の主な項目・内容」です。ビジョン編に先ほどご承認いただきました「松阪防災の日」の制定について追加をいたします。こちらが本日追加した内容になります。1ページ2ページをお願いします。「第2章：テーマ1，2（発災前にするべきこと）」（1）「避難先の指定」について、避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、国からは分散避難として必要に応じてホテルや旅館などを活用することが示されており、多くの避難所を開設することで避難所における「三密」の発生抑制につながることや要配慮者対策においても個室の確保は必要なことから、本市においても避難所としての活用について協議・検討していくことを追加いたします。次に、令和2年8月に三重県より伊勢湾沿岸の想定最大規模の高潮浸水区域が公表されたことに伴い、退避先の指定基準を追加しております。今後、高潮についてはハザードマップを作成し、市民の皆様へ公表していく予定でございます。

2ページをお願いします。（2）「災害時要配慮者支援体制の整備」では、災害対策基本法に基づき、市では避難行動要支援者名簿の作成をしており、令和2年9月には、市内の全対象者に対し「同意確認書」を送付しております。令和3年度には、同意された名簿を住民自治協議会等への提供を予定しており、提供するにあたり、名簿の管理や地域の中でどのように活用していくのか等の運用について整理するため、要綱及び名簿活用の手引きを策定しました。策定に伴い、避難行動要支援者名簿の適正管理を追加、避難支援体制構築の取り組みを修正しております。また、外国人住民及び観光客等に対する配慮について、災害時に日本語が十分に理解できず、必要な情報を受け取ることができない外国人の方への情報伝達として、わかりやすい日本語「やさしい日本語」を用いた多言語に対応したパンフレットの作成・配布を行い、外国人等の情報伝達要支援者に対しわかりやすい情報伝達に努めるよう修正しております。

（4）「被災者支援体制の整備」では、応急仮設住宅の候補地選定について、三重県が発表した被害想定から本市の確保目標面積を定めております。建設場所として、これまで木の郷町のウッドピア松阪協同組合を指定していましたが、ウッドピア松阪協同組合より土地の利活用について要請があったことから、新たな候補地として公共施設の敷地を建設候補地としていくよう修正をしました。確保目標面積には満たないため、引き続き、施設管理者等と協議し、指定を進めていきたいと考えております。申し訳ございませんがここで資料の訂正がございます。お手元の資料2の新旧対照表のNo.51の建設候補地一覧に一部誤りがございますので、申し訳ございませんが、訂正をお願いいたします。新旧対照表の11ページでございます。下から3行目、旧中郷小学校グラウンド、山村（さんそん）広場、旧川俣小学校グラウンドの3か所の所在地が「山下町111番地」となっておりますが、それぞれ、中郷が「嬉野宮野町43-5」、山村（さんそん）広場が「飯南町粥見5480-7」、旧川俣小学校グラウンドが「飯高町栗野471ほか」に訂正をお願いいたします。資料5の訂正ですが、20ページにも同じ表がございますので、訂正をお願いいたします。続きまして、修正概要の3ページをお願いします。テーマ3（発災後にするべきこと）（1）「自主避難所の設置」では、現行の警戒レベル4には「避難勧告」と「避難指示（緊急）」の二段階がありますが、避難する側には分かりづらいとの指摘があることから全国的に「避難指示」に一本化される見込みでございます。本市としては、今後、国が警戒レベル3を「高齢者等避難」、警戒レベル4を「避難指示」と改訂されることを踏まえ、より基準に即した運用としていくため「自主避難所の設置」を活動内容に取り入れ、自主避難所の設置をもって災害対策本部設置（第一次配備体制）とするよう修正いたします。（2）「災害時の安否不明者、行方不明者、死者に係る個人情報の公表」では、昨年度、三重県が新たに策定した公表方針に基づき公表を行うよう修正をいたしましたが、公表方針については三重県が検討を進める中で、当面の間は現行の案のままの運用を開始しているため、案の状態で

追加いたします。続きまして4ページをお願いします。令和2年7月豪雨に伴う各種制度改正に伴う修正としまして、3点追加をいたしました。その他の修正事項といたしまして、資料5の新旧対照表の最後のページに記載してございますが、松阪市地域づくり組織条例（一本化に向けた条例）が令和3年4月1日より施行されることに伴い「住民協議会」を「住民協議会」に修正をしております。以上で資料4、5の説明を終わります。

続きまして、資料6をお願いいたします。こちらは、委員の皆様から頂いた事前意見で、全部で6点ございます。1ページ、2ページをご覧ください。「災害時要配慮者対策の整備」について、2点ご意見をいただいております。福祉避難所の不足と施設に対する説明及びアンケートの実施についてと「外国人住民及び外国からの観光客に対する配慮について」でございます。福祉避難所については、事業者様のご協力のもと28法人53施設と協定を締結させていただいておりますが、本市としてもまだ十分ではないと考えております。令和2年度は障がい福祉課においても福祉避難所の協定に向けて取り組みが行われており、現在、各事業所様へのアンケート調査を行っているところでございます。外国人住民の対応については、ことばの壁、文化の壁に配慮する必要があるとのご意見でございますが、先ほどの概要説明で申し上げましたが、本市においてもやさしい日本語を用いて地震や水害時の避難について啓発するなど、いただいたご意見を踏まえ修正を行っております。3点目は、「災害医療体制の整備」の「地域の取り組み」について、避難所の立ち上げから運営訓練の実施についてのご意見です。

避難所の運営については、東日本大震災以降、災害発生時、行政も被災することから職員が避難所運営に行けないことを想定し、令和2年8月改訂の「避難所運営マニュアル（基本モデル）」の中でも、避難所開設・運営の基本的な考え方として「避難所の運営は避難所を利用する自主運営」を掲げており、地域の方々による避難所運営の参考となるようにしております。また、地域における防災訓練では、避難所運営の訓練を行っている地域もあり、引き続き支援をしていきたいと考えております。3ページをお願いします。4点目は、「避難所の開設及び運営対策」について、福祉避難所への直接避難についてのご意見です。令和2年12月の内閣府及び消防庁の令和元年台風19号の高齢者等の避難の在り方について（最終とりまとめ）の公表では、ご意見にもあるように、平素から福祉避難所へ直接避難したいという声が寄せられていることから、事前に福祉避難所ごとに受入者の調整を行い、直接避難を促進する取組が今後の方向性として明記されています。この提言を受け、今後、国のガイドライン等も策定されると思いますので、そういった動向を見据えて対応を検討していきたいと考えております。5点目、6点目は「災害時要配慮者への支援」についてのご意見です。3ページ、4ページをお願いします。在宅酸素を行っている方への支援について、在宅酸素療法を行っている方への支援については、多方面からのケアが必要と考えております。まずは平時から把握ができることが必要であり、避難行動要支援者名簿に掲載されてこない方については市が把握することが困難であるため、医療機関等と連携し、「地域で声掛け助け合い制度」等を活用し、平時から地域も含め見守ることができる体制の整備を図り、日頃からの地域を含めた連携が速やかな支援につながるものと考えております。6点目は、社会福祉施設の受け入れについて、ご意見を踏まえ修正を行っております。

以上、長くなりましたが、事項4「松阪市地域防災計画等の修正について」の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

(会長)

いまの事務局の説明に、まず、松阪市防災アドバイザーの川口先生から、何かコメントや補足がありましたら、お願いいたします

(アドバイザー)

度々失礼いたします。地域防災計画はご承知の通り災害対策基本法に定められた、市町村が定めなくてはならない計画となります。このルールとしては、国の防災基本計画、業務計画あるいは都道府県の地域防災計画に沿っていなければいけないということが大前提でありまして、まず一番大切なのはそういう国の計画や都道府県の計画の更新・変更だとか付け加えられた部分に関して対応していくことがとても大切です。そういう意味でこの10年間を振り返ってみますと、何が一番要点だったかといいますと、東日本大震災を受けて津波の想定に大幅な見直しがあった。それに対して松阪市が、三重県も含め、どう対応していくのか検討しておられました。それから、度重なる土砂災害、具体的には広島県の土砂災害などに基つきまして、土砂災害防止法が改良されて、三重県はそれに対応し、土砂災害警戒区域の変更をする。それから、松阪市はそれをハザードマップとして発行したうえで、避難計画を修正する。それから水防法の改正は、これも主に真備町等の河川反乱等の水害ですけども、後で水防計画も出てきますけども、主に1000年に1度クラスのハザードを国として定めて、やりなさいと。それで、県はそれをやる、松阪市もそれに対応する。そういうふうに国全体として災害の見積もりのレベルを上げてきた中でどういう対応をしていくのかということも重層的に市町村に求められてきてそれに対応していくことも行われてきたわけです。そういった意味で、今回のこの中でも何を言われているかということ、高潮はしっかり方針として定められておりますし、新しい問題としては、今年度のポイントは covid-19 と呼ばれるコロナ対策について、今までの避難所のオペレーションでは三密は避けられないというわけで、避難所のオペレーションについては感染症対策をしっかり実施した上で、という点も触っておられて、モダンな防災計画に近づいているのだらうと思っています。それからもうひとつ認めるべき点としては、災害警戒レベルを一昨年から、国の方でオペレーションされてそれから少し先取りの話がありましたが、おそらく出水期直前に避難勧告がなくなるという件です。まだ方針が決まっていて避難指示に一括されるんですけども。それでやはり一番大切かということ、タイムラインを敷くことなんです。そのために早め早めに市民に動いてもらうための自主避難をするようなところ、松阪市が自主避難所を設置する、と独自に書かれたところでも評価できるところだらうと思います。何よりも地域防災計画の要点は、地域防災計画は生き物ですから、柔軟に毎年毎年国や都道府県から降ってくるものに加えて、松阪市が直面している課題を、解決していくことを、きっちり書ききっていくことに価値があると考えておりまして、全般的に見て今年の改定としては妥当ではないかなと思っています。もう一つだけ余計なことを申し上げますと、これがテーマだったんですけども、水防法と土砂法の改正に伴って高齢者施設等の避難確保計画は、すでに松阪市は、私が事務局に確認したら、9割以上が策定済みだということです。実は今週の木曜日に、厚労省と国交省の検討会議の提言が出ます。その中でやはり市の果たすべき役割は非常に重要で、高齢者施設等を地域防災計画の中で指定をさせていただいておりまして、避難確保計画を作らせ、その実効性を上げないと計画倒れになりますので、それに次年度以降ぜひとも取り組んでいただいて、よりよい方向に向かっていただくことをお願いいたしまして、私のご意見とさせていただきます。

(会長)

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明、先生のコメント等も踏まえ、ご審議いただきたいと思っております。ご質問・ご意見等あります方は、挙手をお願いします。

(委員)

度々すみません。水防計画に入る前にこのところで一区切りということでございましたので、私のほうから、ボランティアの立場で一言ご指摘のほうをさせていただきたいと思っております。この防災会議には様々な分野の参加者の方々がお集まりいただきまして約 40 人の中で開催されています。コロナの関係もあってこのような形での会議ということでございますけれども、いつもは市長を中心としたなかでの進行ということで委員の皆様顔が見えないといえますか、お話が聞けない状況の会議ということを感じております。本日は防災会議に、松阪市の松阪地域防災総合事務所の所長様と建設事務所の所長様も出席されております。ちょうど 20 年前には東海豪雨が発生しまして、名古屋市の庄内川と新川が出水水害氾濫を起こして、100 メートルに渡って決壊して多くの浸水被害が発生したということでございましたが、当時私も三重県の災害ボランティアの団体の代表してございまして三重県からの要請で三重県のボランティア参加の方々の新川町役場までの道案内やコーディネートなどお手伝いをさせていただいた経緯がございます。そういう意味では連携という言葉が非常に必要ななかで今後において、近年の県の防災対策の状況や、近年の気象状況を鑑み、この松阪市の示しております防災計画をより豊かにするために、一言コメントを簡単でよろしいのでいただければありがたいです。またあわせて建設事務所所長様には河川の砂防システムのハードソフト対策や情報の発信など、最近の対策について紹介していただければありがたいところです。よろしくお願い申し上げます。

(委員)

松阪地域防災総合事務所所長です。一言なんですけどこの場をお借りいたしまして平素からの三重県の地域の防災とそれから減災の取り組みにつきましてご理解、ご協力をいただきまして厚く御礼を申し上げます。さきほど、先生におっしゃっていただきまして、県の方も防災訓練等ございますと、川口先生のご指導のもと、色々な関係機関の方々と一緒に訓練を行わせていただいているところでございます。最大パフォーマンスの向上ということで訓練を重視してやっておりますが現在の三重県の方ではちょっと人材育成というところがございます、防災計画というところからは少しずれるかもしれませんが、令和元年度に。三重県防災人材育成指針というものを作りまして2年度から計画に基づきまして、まず本庁の方の職員に対して、すべての職員が防災が日常だということをしっかり自覚して行動できるような形を目指して計画に沿って育成をしています。だからいざというときに動かなくてはいけないという部分におきまして、足元からしっかりと確認も行っています。こちらでも BCP 事業継続計画というものは平成 27 年度に策定いたしまして、毎年、計画の検証等を行っております。地域の方々も、地域の継続計画ライフラインだけでなく本当に地域で助けを求めることも必要かと思っておりますけれども、県の方も実は職員の参集率を高くしなくちゃいけない。まず地域の方々や近隣の方々のためには、職員にしっかり態勢を取らせるために、しっかり出動態勢になれるような形にならなきゃいけないということで、職員の方の参集の際、居住場所の状況をしっかり把握しておくこと、それから職員を招集する場合にはどうしたらいいかなど、そういう部分も含めてしっかり考えることを始めております。本当に事業継続計画の何が一番優先順位が高いかというのは本当に重要なこととございまして、震災におきましてもその地域の

方々においても気持ちを考えながら普段から行動していただくということが重要だと思えます。川口先生がおっしゃってみえたのは、先ほど感染症対策につきましても、来年度の予算で感染症対策を受けた避難所の運営に関するアセスメント等を実施することで災害時の備えを促進するための予算をとっておりますし、社会福祉施設における、実効性のある避難対策を推進するためのモデルケースも構築していきましょうということで予算をとっているところでございます。引き続き関係の団体の皆様、それから松阪市さんと連携をしっかりとって防災対策に取り組んでいきたいと思えます。よろしくお願いたします。ありがとうございました。

(委員)

三重県松阪建設事務所長でございます。日頃から松阪市の公共事業をさせていただいております、ご理解ご協力いただきまして誠にありがとうございます。この場を借りてお礼申し上げます。ご質問いただきましたので簡単にお答えをさせていただきます。まずは県が実施しておりますハード対策につきましては、来年度から国土強靱化加速化対策ということで5年間実施されるということになっているところでございます。その強靱化に向けてまず来年から2年度の補正予算ということで、予算をいただいております。私ども、建設事務所としまして、その執行をしっかりとっていききたいなというふうに思っております。また、最近の自然災害が頻発化、激甚化しているということでなかなかハード対策だけでは対処しきれないという部分で、ソフト対策ということになっておりますけれども、今年度は特に河川については流域治水ということで、流域全体で対策を講じていこうということで、国交省様の方からもいろいろご指導いただいているというところでございます。その中での関連にはなるんですけれども、一番身近な話題といたしまして。県の方でも皆様の比較的身近な川の水位であるとか、その今の水量がどんな状況であるかということ情報を発信しようということで、県管理河川におきましても、従来の水位計に加えまして、危機管理型の水位計というものもつけてございます。洪水時のみ水位を測るというものなんですけれども、松阪市内では12カ所ほどつけております。また、カメラなんですけれども、これについてもやはり目で見ていただいて、危険度を判断していただいて、避難行動につなげていこうということで、市内におきましては今年度6カ所でカメラをつけさせていただこうということで、6カ所につきましては、年度末にすべて確認いただけるという状態になっておりますので、まずハード対策はもちろんなんですけれども、ソフト対策についても引き続き私どももがんばって、情報発信をさせていただきたいなと思っております。以上でございます。

(委員)

ありがとうございました。時間の関係もございますので簡単に。所長様たちから言っていたように、人材育成、また水位計等々の話の中でも、市民それぞれがそういうチェックをしっかりとしていくと、そういう中でもこの松阪市と三重県、そして市民の顔の見える関係というのが、年度1回の防災会議を意義のあるものにするために、今後もいろいろと角度から検討していただきたいと言い添えまして終わらせていただきます。ありがとうございました。

(会長)

ほかにご意見・ご質問等はございませんか。

それでは、お諮りいたします。「松阪市地域防災計画等の修正について」は、原案のとおり承認するこ

とで、ご異議ございませんか。

《 異議なし 》

ありがとうございます。それでは、ご異議がないようですので、原案のとおり承認し、決定とさせていただきます。

5. 松阪市水防計画の修正について

(会長)

続きまして、事項書5「松阪市水防計画の修正について」、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

よろしく願いいたします。

それでは、『松阪市水防計画の修正』についてご説明させていただきます。資料7をご覧ください。本計画につきましては、水防法33条の規定に基づき三重県水防計画に応じた水防計画を定め、毎年検討、必要な修正をしていくことが義務付けられおり、令和2年度修正案について主なものをご説明させていただきます。配付いたしました、資料7『松阪市水防計画(案)』の表紙をめくっていただくと表紙の裏面に目次がございます、目次をご覧ください。これまでの水防計画に、今回新たに「第1章 総則」、「第5章 浸水想定区域」、「第11章 水防訓練」の3章を追加いたしました。1ページをお願いします。「第1章 総則」では、目的、用語の定義、水防の責任等、水防計画の作成及び変更等、津波における留意事項、安全配慮についての6項目を1ページから5ページに記載をしております。用語の定義の中で水防管理団体、水防管理者とございますが、本市では水防管理団体を松阪市、水防管理者を市長としております。2ページをお願いします。上段の(6)水防団については、本市においては、消防団が兼任することとします。6ページをお願いします。水防体制といたしまして、水防に関係のある注意報の発表時により、洪水等のおそれが認められるときは、庁内水防関係部局として防災対策課、建設部、上下水道部、産業文化部農村整備課、消防団事務局が連携し水防活動に従事します。活動内容については、34ページ「第6章 水防活動」にて記載しております。続きまして、重要水防箇所でございますが、国土交通省管理区間河川及び知事管理区間河川の重要水防箇所を7ページから24ページに記載しております。次に25ページをお願いします。予報及び警報とその措置について、この章では気象庁が発表する予報や警報の種類及び発表基準や国土交通大臣、知事の発する水防警報の基準を記載しております。水防警報を受けた場合は37ページにあります「通報連絡系統図」により、消防団及び関係機関への連絡、住民への広報を行うものとします。33ページをお願いします。「第5章 浸水想定区域」こちらは新たに追加した章でございます。水防法の改正に伴い新たな浸水想定区域の公表を受けて、市ではハザードマップの作成・配布をすることで、住民へ周知を行い円滑かつ迅速な避難の確保を図ります。また、浸水想定区域内にある要配慮者施設は施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施をするものとします。34ページから41ページまでは水防活動について記載をしております。新たに、松阪建設事務所管内の水防倉庫及び資器材を42ページに追加いたしました。43ページ「第7章 協力及び応援」から50ページ「第10章 水防報告等」までは、特に修正がございませんので省略させていただきます。51ページをお願いします。「第11章 水防訓練」を

追加いたしました。

以上が松阪市水防計画（案）の内容となります。簡単ではございますが、松阪市水防計画の修正についての説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

（会長）

ただ今の説明で、ご質問・ご意見等があります方は、挙手をお願いします。

《 質問無し 》

ご意見がないようですので、ここで質疑を終わらせていただきます。それでは、お諮りいたします。「松阪市水防計画（案）」は、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。

《 異議なし 》

ありがとうございます。それでは、ご異議がないようですので、原案のとおり承認し、決定とさせていただきます。

6. 松阪市受援計画策定方針（案）について

（会長）

続きまして、事項書6「松阪市受援計画策定方針（案）について」、事務局より説明をお願いします。

（事務局）

よろしくお願いします。着座にて失礼いたします。資料8をご覧ください。「松阪市受援計画策定方針（案）について」をご説明申し上げます。松阪市受援計画の策定方針でございますが、計画策定の背景に関しましては、大規模な災害が起こりますと、短い間に、非常に膨大な業務が発生してまいります。資料8の一番最後のページに、震災対応のガイドラインがございますけれども、風水害時や震災時には、このように発災直後から枠組みに沿った膨大な業務が発生しているなかで、多くの人的資源が必要になりますが、職員も被災し、行政機能が低下しているため、松阪市の体制だけで大災害を乗り切ることは困難であると想定されます。そのため、様々な制度の枠組みに基づいて、応援を要請していくということが出てまいります。

近年の災害対応といたしまして、応援要請が起きるような事例とか、どういったところを応援したらいいのかわからない、そういった実働の部分であるとか、そういうところで教訓がございます。また、応援を受ける被災自治体側で、受援の担当者が選定されていないために混乱が生じたということが報告されているところでして、早急な受援体制の整備が求められていることから、松阪市は令和3年度に松阪市受援計画を策定したいと考えております。資料8、1ページの2のところなんですけど、災害が発生した際に発生する主な業務といたしまして、避難所の設置や物資調達といったところから、次のページにいただきますと、災害廃棄物の処理であるとか生活再建、災害救助法に基づく仮設住宅の確保など。特に大規模な災害になりますと、災害救助法の適応がございまして、松阪市では近年行っておりませんので、専門的な知見とか経験を有する応援職員等が不可欠であるということが言えると思いま

す。先ほど申しました様々な支援の枠組みということで、資料8の《参考》ということで、国の支援であるとか、支援の枠組みというところを参考としてつけさせていただいたので、後ほどご確認をお願いします。この受援計画なんですけど、3ページ目、3番の三重県受援計画との整合ということで、南海トラフ地震等の大規模災害が発生しますと、県と市が足並みをそろえて対応するというところで、県と市が一体となった受援体制を構築するということが必要になってまいります。三重県ではすでに、広域受援計画が定められておりまして、そのうち市の受援活動の役割が非常に重要になる主要3分野を指定しています。これは「自治体職員の受入れ」というところと、「支援物資の受入れ」「ボランティアの受入れ」というところがございます。これらについて三重県が手引書を発行しておりますので、この3分野を中心に、松阪市としても策定を進めていきたいと考えています。4番目の基本的な考え方ですけれども、想定する災害といたしましては、三重県広域受援計画は、そもそも国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」を基に策定されておりますので、市としても南海トラフ地震を想定した計画とさせていただきます。計画の位置づけですが、松阪市地域防災計画の具体性、実効性を高めるための下位計画とさせていただきます。松阪市業務継続計画を補完するものというかたちになります。計画の適用でございますが、これも国の計画と県の計画と足並みをそろえさせていただいておりますが、まず国の具体計画に基づく初動対応を行う判断基準というのがございまして、これは南海トラフと思われる震源域で発生した中部、近畿、四国、九州の地域で震度6強以上の地震が観測され、または津波警報の発表があったというふうになっています。それと市内で大規模災害が発生し、広域応援を要請する必要が生じた場合、この2点を松阪市受援計画の適用の判断基準とさせていただきます。

続きまして主要3分野についての説明を端的に申し上げますが、1点目の「自治体職員の受入れ」で熊本地震の事例が書いてあるんですけども、非常時優先業務を市の方で定めておりまして、その中でも応援が必要なのか、必要でないのか。必要だとしたらどんな職種の職員が必要なのかを整理をしていくということと、必要なもの、物資を整理します。支援物資の受け入れるというところには、平成28年熊本地震において国のプッシュ型支援が初めて行われました。これは市町村からの要請を待たずに国の方から支援物資が送られてくる支援の方法でございまして、県の一次拠点には支援物資が届けられたんですけども一方で市町村の拠点に物資が届けられた後、そこで仕分けや配送のノウハウの欠如や人手不足によって、市町村の物資拠点に物資が滞留して、届けることがなかなかできなかったラストワンマイルの課題がございます。こういった事態を受けまして、これまでの地域内輸送拠点でクラギ文化ホールそれから嬉野ふるさと会館なんですけれども、ここにおける、物資や情報伝達の導線の整理とか事前に準備しておくがことないとか、そういったところの課題中心に対応の整理をしていきたいと考えています。5ページ目を見ていただきますと、ボランティアの受入れというところがございます。被災者のニーズは多岐にわたることからボランティアの行う支援活動というのは行政の支援と両輪をなす非常に重要なものになっています。最近ですとは県内外の災害ボランティア団体、多様な専門性を持つNPO・ボランティア団体といったところもございまして、そういった様々な関係者が情報共有、連絡調整を行う連携の場の構築が今非常に必要でして、三重県広域受援計画においては、「三重県域協働プラットフォーム」というものが位置づけられておりまして、これはボランティアセンターといわれて、中間支援組織としてボランティアを支援する組織という位置づけもあるんですけども、そういったNPOであったり、団体との関係性を構築しましょうというのは位置づけられています。これに基づきましてまず松阪市としまして関係機関と協議を重ねて、現地、松阪市域でのプラットフォームの設置方法、場所であったりとか、連絡調整、情報共有事項を整理していきたいと考えております。松阪市は来年度受

援計画を作成し、来年度の防災会議でお諮りいたしますのでよろしく申し上げます。以上です

(会長)

それでは、ご質問・ご意見等があります方は、挙手をお願いします。

ご意見がないようですので、ここで質疑を終わらせていただきます。

7. 松阪市津波避難施設整備事業の概要について

(会長)

事項書7「松阪市津波避難施設整備事業の概要について」、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

引き続き防災対策課の杉田です。よろしく申し上げます。松阪市津波避難施設整備事業でございますが、平成29年に「松阪市津波避難対策基本方針」を策定いたしまして、津波避難困難地域としまして、五主町、高須町と松名瀬町の一部を指定をいたしました。それから平成30年度に「松阪市津波避難計画」を策定し、高須町においては浄化センターを津波避難ビルに指定したことにより津波避難困難地域の指定を解消することになりましたので、残った2地区、五主町と松名瀬町の一部地域を解消するために津波避難タワーの整備を、令和元年度より、三か年計画で進めているところでございます。元年度には、測量、地質調査、基本設計が終わりまして、本年度には用地を取得し、それから土地の造成設計、実施設計を行ってまいりました。事業の最終年度である来年度には、造成工事並びに建築工事に着手していくところでございます。津波避難タワー整備イメージというのが、こちらのパース図でございますが、概要といたしましては、鉄筋コンクリート造の建物で、階段とスロープにつきましては鉄骨造の造りとなっております。五主津波避難タワーの想定収容人数は786人、松名瀬の方が160人となっております。収容人数の根拠というのは1人1平米という形で設定させていただいております。避難床高なんですけど、五主津波避難タワーにつきましては1階はピロティといたしまして、波がすり抜けるような構造になっているんですけども、2階部分は五主、松名瀬とも避難場所となっております。これはGL(地盤面)から7mの高さのところは避難場所になります。五主につきましては収容人数の関係から、屋上にフェンスをつけさせていただきまして、GL+10.5mになりますけれども、避難できるようになっています。階段につきましてはそれぞれ小学校を基準にさせていただきまして、スロープにつきましては三重県ユニバーサル基準ということで、12分の1の勾配で75センチ上がる毎に踊り場を設置しています。この整備により市内全域において津波避難困難地域を解消することができますが、当然整備しただけで終わりということではなくて、地区防災計画の修正も必要となるんですけども、避難訓練の実施や避難行動支援者の避難計画を策定など、より実効性のある津波避難対策につなげていきたいと考えております。簡単ではございますが以上で説明を終わらせていただきます。

(会長)

それでは、事項書7の「松阪市津波避難施設整備事業」について、ご質問・ご意見等があります方は、挙手をお願いします。

(委員)

津波避難タワーの建設については前回から聞いていますが、建設場所に関して 0m 地帯に避難所を立てて、水深 50 cm 道路が浸水したら避難所に行くことも避難所から出ることもできなくなります。こういう場所に避難タワーを作って何の意味があるのかなと私は思うんですけど、櫛田川が、五主の場合は雲出川が、海拔 0m でしたら川が決壊したら、2 階建てだったらほとんど水没してしまいます。何のために避難タワーという名称を使って 2 階建てにしたのか。川が氾濫し堤防を越えたら、2 階では避難タワーにならないです。道路そのものが水没すればタワーに行くこともタワーから出ることもできなくなります。この会議の中で聞いている場所は海拔 0m 地点で、道路は 50 センチも水没したら避難所に行くことは一切できません。そういう場所で川が氾濫したら、2 階や 3 階では避難所になりません。このように場所を決めていただいたのですが、実際に災害が起きた場合にはタワーという名称だけで一切活用できないでしょう。そのために私の提案としては松名瀬海岸の堤防は公園のようになっているところがありますので堤防から通路を作って避難タワーと行き来できるようにしたらどうか。ここまで進めてもらっているんですが、場所的な問題で川が氾濫して 2 階まで浸かる場所に避難タワーを建てて何の意味があるのかなと私は思います。なので、堤防と渡す橋を作って堤防の近くにタワーを建てるという提案です。よろしくをお願いします。

(事務局)

50 cm の浸水があれば誰も身動きできないというのは、当然おっしゃるとおりでございます。ただ今回は南海トラフの地震の場合で申し上げますと、地震が発生して津波が到達するまでに約 1 時間前後の時間がございます。その時にやはり津波が来るまでの時間を使って基本的にはより速くより高くより遠く避難するというのが基本なのかなと思います。その時の津波の最大浸水深というのは、松名瀬の場合で 3.6m ありまして、津波避難タワーの 2 階の部分におきましては、その高さが地盤から 7m がございますので、これについてはタワーに逃げ込めば避難することは可能となります。なかなか水が引かないような場合においては今回の場合は外壁もあるような形で、備蓄倉庫も備えておりますので、若干のそこの滞在はできるのかなということで、そういった水が引かないところも想定して外壁を設けているというふうな設計になっているところでございます。堤防から橋をかけるというご提案もいただいているんですけども、現在のところではまずはこのタワーを完成させていただいて、津波避難困難地域の、津波が到達するまでに安全なところに逃げ切れない方のためにこのタワーを作ることにになりましたので、まずはタワーを完成させていただいて、事業を進めさせていただきたいと思っております。以上でございます。

(委員)

おっしゃることはわかりますが、道路が 50 cm 浸水すると避難することができなくなります。台風の大雨で、また津波で、道路に水が流れたら避難タワーに行けなくなります。堤防が 100% 全部なくなるということはありませんので、堤防に避難した人が、一時的に生活ができるように避難タワーと繋がったらどうかと提案しています。私は櫛田川が決壊したら 2 階建てのタワーでは機能しないと思います。堤防から連絡通路を作ってください、生活できるのであれば外に出られる可能性もあるんです。だから私は提案しています。堤防にはすでに国土交通省が作ったトイレもあります。なので、タワーに行くより堤防に行く方が安全だと考える方もいるかと思っております。事業はここまで進んでいますが、建設場所の問題で、海拔 0m 地帯で 2 階建ての建物が浸水するような場所で避難タワーを作って何の意味があるの

がわかりません。計画の見直しが必要と感じます。

(会長)

事務局は堤防の T.P. (東京湾平均海面) からの高さとの津波避難タワーの高さの関係も含めて説明して差し上げてください。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。現状では T.P. +6m の堤防が整備されているかと思えます。その中で今回津波避難タワーの高さは GL+7m で、地盤から 7m の高さです。堤防よりも高い高さになってくるということです。この津波ハザードマップの浸水 3.6m の想定というのは、堤防の上から 3/4 が沈んでいる状態で、25% しか残っていない状態で作られております。これは堤防自体が高潮を想定して作られた堤防になりますので、地震のたびに沈下する可能性があるというのが東日本大震災で分かっているからです。そういった想定になっているなかで、抵抗がほぼ無いに等しい状態の想定で作られた津波の高さが 3.6m と考えられております。当然市としては、津波避難タワーをそれより約 4m 余裕を設けた高さにさせていただいているというところでございます。

(委員)

実際にそう言われるか分かりませんが、現実には今の堤防が 90~100% がなくなるという想定はおそらくないと思います。そういう状況になったら付近にある集落全てが倒壊し、津波避難タワーそのものも使えなくなります。私はそういうところに避難タワーを建てる意味があるのかということをお問うておられるのであり、堤防全部がだめになるという想定だったら、避難タワーをそこに作っても意味がないと思います。松名瀬の集落そのものが全部なくなるという状態の想定の中での避難タワーをその場所に建てるというのなら、その中でどうやって生活していくか、そちらの方が心配になります。松代崎の堤防は幅の広い公園のようになっているので、堤防がすべてなくなると想定したら、避難タワーが海の中に孤立する、場合によっては避難所そのものが水没してしまう。そのような建て方だったら、私は賛成できません。だから堤防と避難タワーを接続するなど、現在ある堤防を活用することを提案し、計画を見直してほしいと言っているものであり、堤防がすべてなくなると想定するのなら、そこに避難所を作っても意味がないと思います。第 13 号台風で浸かった時もそうでしたが、多少水没はしても堤防がすべてなくなるということはないと思います。そういうところも含めて、もう一度見直しをしていただきたい。

(会長)

事務局は後で個別に説明するようにしてください。他はよろしいですか。

(委員)

私も色々勉強させていただくなかで、理論上最大規模の地震が発生したという想定でこの津波避難タワーの設置をされるということをごさいますして、ボーリング調査もして、しっかりと沈むことなく 7m の高さに避難できるというわけであります。堤防は理論上最大規模の地震が来れば 7 割が沈下するという想定が国の指針で出ておりますので、それに沿ってこう言った内容の計画ができているわけをごさいますので、そのあたりはご理解いただきたい。私もそれで賛成をしているわけをごさいます。以上です。

(委員)

言われることはよくわかっています。今みたいに 75%、堤防が半分でも残ればそこに逃げればいいという私の判断です。第 13 号台風の時も松名瀬の海岸がごそつとなくなった時期がありました。ただ堤防が 100%すべてなくなるということはまず考えられない。今の松世崎の堤防でしたら、補強されて、普通の堤防より丈夫に広場が作ってあります。そこから避難所で行き来出来たら避難所でも生活できると思います。あのような田んぼの中に津波避難タワーを建てては、津波で何 m も浸水して水が引かなかつたら、行くこともできないし出ることもできない。救助に行くこともできません。そのような場所では私は賛成できません。その点も合わせてよろしくをお願いします。

(会長)

この話はきちんと説明したらわかっていただけだと思いますので、事務局は後からちゃんと個別に説明しておくように。避難タワーの件はよろしいですか。

では会議全体を通して、ご質問・ご意見等はございますか。

(委員)

先生の方から、避難するときの情報として避難指示が出るというお話があったんですけど。水害対策の場合なんですけど、最近すごく台風が大きくなってきています。避難するとき避難勧告が出たり避難指示が出たりするんですけど、どう意味が異なりますか。また、避難指示が出ても、外の状態がひどいと避難ができない。早めに避難指示を出すことはできないでしょうか。

(アドバイザー)

避難指示の件はちょっと先走って説明をして申し訳ありません。まだ定まってないんですけども、今まで市役所が出すべき避難情報は 3 段階。「避難準備・高齢者等避難開始」これが一番低いレベルの発令です。次が「避難勧告」で、最後が「避難指示 (緊急)」。この 3 段階が非常に分かりにくいという指摘が、昨年一昨年の水害でありまして、「避難勧告」を撤廃しまして「高齢者等避難開始」と「避難指示」の二本立て、つまり「高齢者等避難開始」は、高齢や身体が不自由や、すぐに普通の人と同じように動けない人はこの段階で動いてくださいという情報です。それから「避難指示」は全員が避難してください。この 2 つにしましょう。一旦間に避難勧告というややこしいことはやめましょう。ということが、おそらく 1、2 カ月後に運用が開始になります。これがまず前提で、それから先ほど地区防災計画と防災計画の中でコメントしたんですけども、水害の場合は、早期避難が完全に重要なんです。ですから、タイムラインというを出して、今まさにおっしゃったように、これからこの地域に大変な雨が降りそうだ、あるいは台風が来そうだとわかるわけですから、あらかじめ行動しましょう。そのための引き金として「避難準備・高齢者等避難開始」があります。さらに松阪市は、その前に自主避難ができるような、いわゆるレベル 3 とほぼ同じタイミングになるかもしれませんが、事前に避難をしていたくように自主避難の避難所を開けて、皆さんに避難をしていただくと、そういう仕組みになっているので他の市町より一段上の優れた所があるかなというふうに思っています。それで、避難勧告と避難指示の関係と、それから自主避難の早めに避難する場所の確保、という意味でも改良されているというふうに私は理解をしています。

(委員)

私たちは携帯に情報をいただくんですけど、携帯をお持ちでない一人暮らしのお年寄りの方は、本当にこういうふう避難ができるのかなと思いますので、地域の人たちで、こういう人たちを助けていただくような方向にこういう計画を立てていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

(事務局)

ありがとうございます。携帯などを持ってみえない方への対策ということで、防災情報につきましては皆さんに電話で聞いていただく電話登録サービスというのがございまして、そのサービスに登録していただくことによって防災情報を入手していただくという方法もございまして、そういった防災情報を入手する方法についても、引き続き周知啓発したいと考えております。

(会長)

他にはよろしいですか。

ご意見がないようですので、ここで質疑を終わらせていただきます。

皆様のご協力で本日の予定していた議事は、全て終了させていただきました。ありがとうございました。最後に、事務局より何か連絡事項はありますか。

(事務局)

特にございません。ありがとうございました。

それでは、これをもちまして、令和2年度松阪市国民保護協議会及び松阪市防災会議を閉会させていただきます。お帰りの際は、お忘れ物のないよう、お気をつけてお帰りください。また、配布いたしましたお茶のペットボトルは、お持ち帰りくださいますようお願いいたします。

本日は長時間にわたり、ありがとうございました。